



町からみなさんへの大切なお知らせです。



ごみの野焼き・小型焼却炉での焼却禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼き（下記の例外を除く）及び小型焼却炉での焼却は、廃棄物処理法で禁止されています。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却は、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となり、違法な野焼きをした場合、罰金や懲役が科せられる場合があります。家庭ごみは正しく分別したうえで、**ごみ収集所に出してください。**

■野焼き禁止の例外（主なもの）

- ・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（※廃ビニール等の焼却は禁止）
 - ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、「煙により窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」などの近隣の方の迷惑となりますので、事前に町と消防署へ相談したうえで、
- ・風向きや、時間帯を考慮する
 - ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる などの配慮をお願いいたします。

家庭ごみ収集カレンダーをご活用ください

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

今回の広報誌とともに、令和6年度版ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集カレンダーをお配りしています。

「ごみの分け方・出し方」はごみ分別についての詳細が分かるよう作成したものです。是非ご活用いただき、分別・減量化にご協力ください。

また、ごみは種類ごとに出す日が決まっています。「家庭ごみ収集カレンダー」をご活用いただき、決められた収集日にごみを出しましょう。

川俣町筋力アップ教室のお知らせ

問 川俣町地域包括支援センター（Tel 538-2600）

- 場所 リハビリ南東北川俣
- 日時 5月～7月（3か月間）の毎週土曜日
午後2時30分～4時
- 内容 マシントレーニングを中心とした筋力アップ等（栄養・口腔等のミニ講座もあり）
- 対象者 65歳以上で介護認定を受けていない方（「基本チェックリスト」で介護予防が必要とされた方）※今まで参加したことのある方は除きます。
- 参加費 無料
- その他 送迎サービスもあります。
- 申込期限 3月29日（金）

中央公民館 Tel 565-2434

おはなしのへや

お子様向けの本のおはなし会です。ぜひ、親子で楽しい時間を過ごしてみませんか？

- 日時 3月23日（土）
午前10時30分～
- 場所 中央公民館 2階和室
- 対象者 幼児（保護者同伴）
- 内容 絵本の読み聞かせ等



中央公民館休館のお知らせ

3月16日（土）は、定期清掃のため、午後5時まで休館します。なお、図書室は終日休室です。

羽山の森美術館

「西村榮悟回顧展」

期間 3月31日（日）まで
福島県の実業界に大きな功績を残した故・西村氏の作家人生を振り返ります。

羽山の森美術館 Tel 566-3367
午前10時～午後4時 月曜休館（祝日の場合は翌日）

健康づくり 保健福祉課 健康増進係（内線 2202）

さわやか体操教室

- 日時 3月8日（金）
 - 第1部：午前9時～10時（定員20名）
 - 第2部：午前10時30分～11時30分（定員20名）
 - 場所 中央公民館3階 第4研修室
 - 持参する物 水分補給用の水・お茶、マットまたはバスタオル
 - 講師 快フィットネス研究所
健康運動実践指導者 安田涼子先生
- ※次回は、4月8日（月）の開催です。

男性限定ナイスミドル体操教室

- 日時 3月12日（火） 午前10時～11時30分
 - 場所 川俣町体育館 サブアリーナ
 - 持参する物 屋内運動靴、水分補給用の水・お茶
 - 講師 八子メディカルフィットネスクラブ
健康運動指導士
- ※次回は、4月16日（火）の開催です。



暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 3月1日(金)～3月15日(金)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日を除く)

■対象住宅と戸数

- ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）2戸
 - ②小綱木団地（小綱木字反田）2戸
 - ③壁沢団地1号棟（字壁沢）16戸（1・3～5階）
 - ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）14戸（1～5階）
 - ⑤ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田)9戸(2～5階)
 - ⑥ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田)9戸(2～5階)
 - ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）8戸（2～5階）
 - ⑧新中町団地(字新中町,字川原田)4戸(2戸1棟建てタイプ)
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員)です。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります(別途、共益費等がかかります)。

■駐車場 原則1戸に1台(家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し)

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。



県復興公営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 4月1日(月)～4月9日(火)
- 対象住宅と戸数 募集团地の詳細は、3月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ(右記QRコード)でお知らせします。



■対象者

- ・避難指示区域等から避難されている方
- ・平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
- ・東日本大震災の地震・津波被災者
- ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方
- ・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方(入居率が80%以下の団地に限る)

※住宅に困窮していることが要件となります。

■受付場所・問い合わせ 福島県復興公営住宅入居支援センター (Tel 522-3320)

タンクからの油流出事故に注意！

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が増えています。その多くは、管理不備や不注意が原因です。以下のことを心がけましょう。

■ホームタンクなどから灯油を小分けにするときは絶対にその場を離れない。

■除雪による配管の破損を防ぐために目印を立てておく。

■屋根からの落雪による配管破損・脱落やホームタンクの転倒に注意する。

■配管やホームタンクを定期的に点検しておく。

■油が流れていることに気付いたら、直ちに布などで回収し、河川へ流出させない。

※河川等に流出させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活環境係、または消防署に通報してください。

「多重債務者相談窓口」のご案内

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

財務省東北財務局福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

■受付時間 午前8時30分～正午
午後1時～4時30分

■相談窓口 財務省東北財務局福島財務事務所理財課多重債務者相談窓口 (Tel 533-0064) ※平日のみ